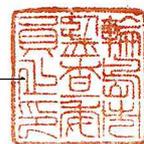


輪島市監査公表第21号

令和3年3月3日付発監査第308号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項及び輪島市監査基準第18条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年3月26日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正





収放第 9 6 号  
令和 3 年 3 月 2 5 日

輪島市監査委員 高 森 宝 一 様

輪島市監査委員 大 宮 正 様

輪島市長 梶 文 秋

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 放送課

監査執行年月日 令和2年10月14日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>(2) 指摘事項</p> <p>ア 収入未済額は昨年と比較し約15%増加しており、滞納繰越分や現年分の低減、収納率の向上がみられない。滞納者や未納者には厳正な対応を行い、収入未済額が縮減されるよう、これまで以上の工夫と努力をしていただきたい。</p>	<p>滞納額の催告後、指定期日までに納付又は連絡がない滞納者に対しては、定期的に訪問徴収を行い、滞納額の徴収を行っている。</p> <p>それでも徴収できない場合は、サービス停止など厳正な対応を行っております。</p> <p>納付は、一括納付を原則としているが、困難な場合は、分割納付の相談を受けるなど、よりきめ細かに対応することで、滞納額縮減に努めていきたい。</p>	<p>措置方針等</p>